

郡山市事後審査型制限付一般競争入札に関する実施要領

平成19年4月23日制定

令和8年3月30日最終改正

[財務部契約検査課]

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市制限付一般競争入札実施要綱（令和7年3月28日制定。以下「一般競争入札要綱」という。）第13条に規定する入札参加資格を開札後に確認する事後審査型一般競争入札（以下「事後審査入札」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 事後審査入札の実施対象は、制限付一般競争入札に付する建設工事のうち、設計金額が1億5千万円未満のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事後審査入札に付すべきものと認める建設工事については、これを実施対象として指定できるものとする。

(入札参加者の資格)

第3条 事後審査入札に参加する者に必要な資格については、一般競争入札要綱第4条の規定を準用する。

(公告)

第4条 事後審査入札に係る公告については、一般競争入札要綱第5条の規定を準用する。

(入札参加の方法)

第5条 事後審査入札においては、入札参加のために事前に申請手続を行うことを要せず、公告において指定する入札期間内に入札書を提出することにより入札に参加できるものとする。

(設計図書等の閲覧)

第6条 事後審査入札に係る設計図書等の閲覧については、一般競争入札要綱第9条の規定を準用する。

(入札の中止等)

第7条 市長は、公正な入札が害されるおそれがあると認めるときは、入札の中止又は延期をすることができる。

(入札の方法)

第8条 事後審査入札に係る入札の方法については、一般競争入札要綱第12条の規定を準用する。

(落札予定者の決定)

第9条 落札予定者は、事後審査入札の開札の結果、落札決定を保留した上で、予定価格の範囲内で最低の価格を提示した者（最低制限価格を下回る額を入札した者を除く。）とする。

2 開札の結果、前項の落札予定者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札予定者及びその次の順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定するものとする。

(入札参加確認申請書等の提出)

第10条 市長は、前条に規定する落札予定者の入札参加資格を確認するため、落札予定者を決定した日から2日以内（当該期限が郡山市の休日定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日以降で直近の休日でない日とする。）に入札参加資格確認申請書（第1号様式）及び入札参加資格確認資料（以

下「確認申請書等」という。)の提出を求めるものとする。

- 2 落札予定者が、前項に規定する提出期限内に確認申請書等を提出しないとき又は入札参加資格審査のために市長が行う指示に従わないときは、当該落札予定者の入札を無効とする。

(入札参加資格の確認及び落札者の決定)

第11条 市長は、落札予定者から提出された確認申請書等の審査を行い、入札参加資格があると認めるときは、その者を落札者と決定し、落札者決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

- 2 前項の審査の結果、落札予定者に入札参加資格がないと認めるときは、その者に対し入札参加資格確認通知書(第3号様式)によりその理由を付して通知するとともに、直ちに、次順位者のうち最上位の者又は予定価格の範囲内で落札予定者の次に低い価格を提示した者を新たな落札予定者とする。

- 3 前項の場合において、予定価格の範囲内で落札予定者の次に低い価格を提示した者が2者以上あるときは、第9条第2項の規定を準用する。

第12条 前条第2項の規定により新たな落札予定者が決定した後の手続については、前2条の規定を準用する。

- 2 前2条の手続は、落札者が決定するまで又は予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札を行った者がなくなるまで繰り返すものとする。

(入札結果の公表)

第13条 入札結果の公表については、郡山市入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する事務取扱要領(平成13年11月6日制定)に基づき、公表するものとする。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年9月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の郡山市事後審査型制限付一般競争入札に関する実施要領に基づく入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

入札参加資格確認申請書

郡山市長

年 月 日

下記の制限付一般競争入札について、関係書類を添えて入札参加資格確認の申請をいたします。
 なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと並びにこの申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

申請者	所在地			
	商号又は名称			
	代表者職氏名			
	電話番号		市登録番号	
	総合点※		郡山市格付等級	

※郡山市格付等級に係る総合点又は経営事項審査の総合評定値

（公告中の入札に参加する者に必要な資格要件により該当する点数を記入すること）

記

契約番号	
工事名	
施行場所	

申請者の手持工事（本年度に郡山市と契約した同業種の制限付一般競争入札で行った工事を記入すること）

工事名	当初契約金額（円）

添付書類

- 配置予定技術者調書
- 最新の「総合評定値通知書」の写し
- 建設業の許可の写し
- その他の指定資料

(裏面)

配置技術者について、専任を要する工事の兼任又は営業所技術者等の配置が可能な工事の要件は下記のとおり。
関係法令を遵守し、技術者を配置すること。

配置技術者が専任を要する工事において兼任が可能な場合

1 建設業法施行令第27条第2項に該当する場合は兼任が可能である。ただし、発注者（異なる場合はそれぞれの発注者）が兼務を認めた場合に限る。

次のア～イを全て満たす工事であること。

- ア 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。
 - イ 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事であること。
 - ウ 管理する工事が原則2件程度であること。
 - エ 監理技術者の配置を要する工事でないこと。
- 2 契約金額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は、9,000万円以上）となる工事の場合、配置技術者は専任を要するが、建設業法第26条第3項ただし書きに該当する場合は、兼任可能である。以下（1）又は（2）のとおり。ただし、個別公告で、兼任配置の対象外としている場合は、この限りではない。

（1）建設業法第26条第3項第1号に掲げる要件を満たす工事であること。（専任特例1号）

次のア～クを全て満たす工事であること。

- ア 各建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事である場合は2億円未満）であること。
- イ 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能であり、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。
- ウ 当該建設業者が発注者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。
- エ 監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事または建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事と同業種の建設工事に対し1年以上の実務の経験を有する者であること。
- オ 当該工事現場の施工体制を情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- カ 当該建設工事を請け負った建設業者が、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第17条の2第1項第5号に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場ごとに備え置くこと。当該計画書は、一定期間営業所で保存しなければならない。
- キ 当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- ク 兼務する工事現場の数が2を超えないこと。

（2）建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）を専任で配置する工事であること。（専任特例2号）

次のア及びイを満たす工事であること。

- ア 監理技術者補佐として以下のいずれかに該当する者を専任で配置すること。
 - （ア）主任技術者の資格を有する者のうち、1級の技術検定の第一次試験に合格した者（1級施工管理技士補、当該建設工事の種類に応じて指定された検定種別に限る）。
 - （イ）当該建設工事の種類に係る監理技術者の資格を有する者。
- イ 兼務する工事現場の数が2を超えないこと。

※同一の主任技術者又は監理技術者が、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできない。

営業所技術者等が専任を要する工事の技術者を兼務することが可能な場合

3 営業所技術者等は営業所に常駐して専らその職務に従事することが求められているが、建設業法第26条の5に該当する場合は、営業所技術者等を専任を要する工事の配置技術者とするのが可能である。その要件は以下のとおり。ただし、個別公告で、営業所技術者等を配置の対象外としている場合は、この限りではない。

次のア～ケを全て満たす工事であること。

- ア 営業所技術者等が置かれている営業所において、請負契約が締結された建設工事であること。
- イ 各建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事である場合は2億円未満）であること。
- ウ 営業所と当該工事現場間の距離が、営業所技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、営業所と当該工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。
- エ 当該建設業者が発注者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。
- オ 監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事または建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事と同業種の建設工事に対し1年以上の実務の経験を有する者であること。
- カ 当該工事現場の施工体制を情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- キ 当該建設工事を請け負った建設業者が、建設業法施行規則第17条の2第1項第5号に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書（営業技術者等が所属する営業所の名称及び当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称が記載されていること。）を作成し、工事現場ごとに備え置いていること。当該計画書は、一定期間営業所で保存していること。
- ク 当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- ケ 工事現場の数が1を超えないこと。

様

郡山市長

落札者決定通知書

下記の案件について、下記の者が落札した旨通知いたします。

記

- 1 案件番号
- 2 案件名称
- 3 開札日時
- 4 落札企業名称
- 5 落札金額

様

郡山市長

入札参加資格確認通知書

先に申請のあった下記の調達案件に係わる競争参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

- 1 通知書番号
- 2 公告日
- 3 案件名称
- 4 競争参加資格の有無
- 5 理由又は条件